

議案第65号

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例
杉並区立消費者センター条例（昭和47年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区荻窪五丁目15番13号」を「杉並区天沼三丁目19番16号」に改める。

第2条の2を削り、第2条の3を第2条の2とし、第2条の4を第2条の3とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立消費者センター条例第3条第1項に規定する施設の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（2）を次のように改める。

（2） 削除

- 4 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2付記を削る。

（提案理由）

消費者センターの位置を変更する等の必要がある。

杉並区立消費者センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 区民の消費生活の安定及び向上を図るため、杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）を<u>杉並区天沼三丁目19番16号</u>に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 区民の消費生活の安定及び向上を図るため、杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）を<u>杉並区荻窪五丁目15番13号</u>に設置する。</p> <p><u>(施設の複合的利用)</u></p> <p><u>第2条の2 区長は、消費者センター及び杉並区立荻窪北児童館の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。</u></p>
<p>(休館日及び開館時間)</p> <p><u>第2条の2</u> 略</p> <p>(消費生活相談を行う日及び時間)</p> <p><u>第2条の3</u> 略</p>	<p>(休館日及び開館時間)</p> <p><u>第2条の3</u> 略</p> <p>(消費生活相談を行う日及び時間)</p> <p><u>第2条の4</u> 略</p>